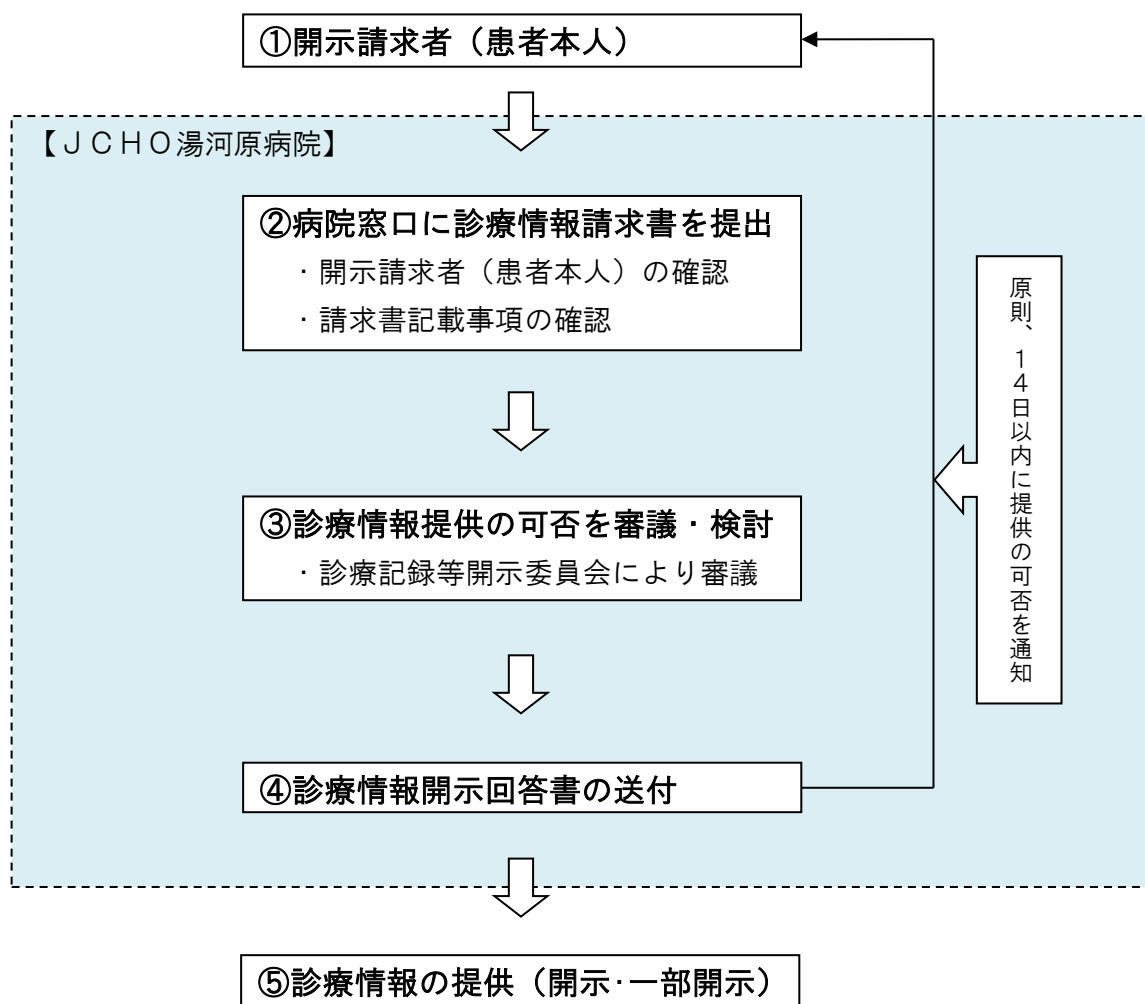


診療情報の提供（開示）のご案内

診療情報の提供（開示）は、患者さまの医療への積極的な参加及び医療従事者との間で情報を共有することにより、一層強固な信頼関係の確保を図り、良質な医療提供体制を構築することを目的としております。

診療情報は、患者さまのプライバシーに関わるものであり、取り扱いには細心の注意を払い提供いたします。診療情報の提供（開示）を希望される場合は、当院医事課までお問い合わせください。手続きに関するご説明をいたします。

1. 診療情報の提供（開示）の流れ



①開示請求者（患者本人）

診療記録を請求できる方は、原則として判断能力のある患者本人となります。

但し、患者本人以外であっても、次の場合は開示請求することができます。

- ア) 患者の法定代理人（但し、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容により患者本人のみの請求も認めることがあります）
- イ) 患者本人から代理権（委任状）を与えられた親族
- ウ) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人

②病院窓口診療情報請求書様式1を提出

当日は、開示請求者本人であることを証明する書類を持参ください。

患者本人以外の代理人の場合は、患者本人からの委任状を持参ください。

また、患者本人以外の代理人の方自身の身分証明書を持参ください。

必要書類（本人又は代理人を確認できる書類として、以下のものをお持ちください）

本人又は代理人の場合	<ul style="list-style-type: none">・運転免許証、運転経歴証明書・健康保険証、旅券（パスポート）・マイナンバーカード（顔写真あり）・写真付身分証明書（学生証、社員証）・その他公的機関の発行するもので氏名、生年月日、住所の記載があるもの など
代理権を与えられた親族の場合	<ul style="list-style-type: none">・患者本人からの委任状（任意の様式）・本人との関係が分かるもの（戸籍謄本、抄本）など
法定代理人・成年後見人の場合	<ul style="list-style-type: none">・成年被後見人とみなされる旨の記載がある戸籍謄本（抄本）・禁治産宣告した裁判所および事件の表示を証する書面・家庭裁判所の証明書 など

③診療情報提供の可否を審議・検討

院内に設置している診療情報等開示委員会により審議・検討を行います。

委員会では、開示請求者の適否、提供する診療情報の範囲について審議し、診療情報提供の可否（提供、一部提供、非提供等）について公平かつ慎重に検討します。

④診療情報開示回答書の送付

診療情報請求書様式1を受理した日の翌日から起算して14日以内に開示回答書を通知します。但し、やむを得ない理由により、この期間内に回答することができない場合は、診療情報請求書様式1を受理した日の翌日から起算して30日以内を限度として延長する場合があります。（延長する場合は電話等により通知します）

⑤診療情報の提供（開示・一部開示）

当院が通知した診療情報開示回答書と開示請求者本人であることを証明する書類をご持参ください。ご持参いただけない場合は開示いたしかねます。また、開示の当日に開示請求者以外の方が代理で来られた場合も開示は実施いたしません。

2. 受付場所・受付時間

受付場所 本館1階 医事課（カウンターでお申し出ください）

受付時間 平日 9時から16時30分（土・日・祝日を除く）

※ 郵送による請求は受付けておりません。

3. 開示請求手数料（別途消費税）

開示請求手数料	申請1件毎に 5,000円
---------	---------------

記録等の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
診療録及びフィルム等 （紙カルテ） （注1）	閲覧（注2）	100枚まで毎に 200円
	診療録等の文書を複写したものの交付	用紙1枚につき10円
電磁的記録 （電子カルテ）	用紙に記録したものの閲覧（注2）	用紙100枚まで毎に400円
	用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	X線写真フィルムを光ディスクに複写したものの交付	DVD-R等 1枚につき100円 格納する1ファイル毎に200円を加えた額（注3）

（注1）すべての紙カルテ（電子カルテ導入前の紙カルテ）が保存されている訳ではありません。法律で定める保存期間（5年）を超えているものは廃棄している場合があります。

（注2）閲覧は1回につき2時間以内となります。院内指定の場所で事務職員が同席します。なお、閲覧では撮影・複写はできません。

（注3）画像データ1枚が1ファイルとなります。ただし、CT・MRI 画像は1連の撮影が1ファイルとなります。また、ご要望により画像集団の中から画像を指定して格納する場合も1ファイルとなります。

※ 開示実施手数料の合計が5,000円に達するまでは無料となります。

※ 保存期間を過ぎた諸記録（申請日から遡って5年以上経過したもの）については、開示できない場合があります。

医師による口頭による説明	30分あたり 5,000円 30分超えた場合は30分ごとに 5,000円 加算
要約書の交付	カルテの内容を簡潔にまとめた文書 事例1件（1診療科）につき 7,000円

※ 「医師による口頭による説明」は、当院で日時を指定させていただきます。

※ 「要約書の交付」は、作成までに時間を要します。あらかじめご承知ください。

JCHO 湯河原病院

〒259-0396 神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-21-6

電話 0465-63-2211（代表） 医事課（内線）1804